

インボイス制度の中止を求める意見書

令和 5 年 10 月 1 日より導入された「適格請求書等保存方式」（以下、インボイス制度）は、消費税の仕入税額控除の要件として、適格請求書（インボイス）の発行・保存を義務付ける制度です。

インボイス制度は、これまで消費税の納税義務がなかった売上 1,000 万円未満の免税事業者が、取引先からインボイスの発行を求められることで、登録・課税を「事実上強制」されており、インボイスを発行できない事業者との取引を避ける動きが広がって、免税事業者が市場から排除されています。

世界的な物価高が続く中、多くの中小零細企業、個人事業主は利益確保が難しい上に、インボイス登録により消費税の納税負担まで増え、生活はますます困窮しています。

また、中小零細企業や個人事業主にとって、インボイスの発行・保存・記録の義務は大きな事務的負担となっています。これらの状況により、廃業を検討する事業者も少なくありません。

こうした中、全国の地方議会において、インボイス制度の延期や中止を求める意見書の請願が 171 もの自治体で採択されています。

以上のことから、下記の項目について強く要望致します。

記

1. インボイス制度を中止すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 9 月 25 日

日 田 市 議 会